

保育所等における
低年齢児の健康診断
に関する取組事例集



日本総研

The Japan Research Institute, Limited

令和7年3月

令和6年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業
保育所等における乳幼児の健康診断に関する調査研究

目次

本資料の位置付け	2
----------	---

保育所等における健康診断の基本的な考え方	3
----------------------	---

低年齢児の健康診断における取組事例	7
-------------------	---

眼（見え方）に関する観点

耳（聞こえ方）に関する観点

眼（見え方）や耳（聞こえ方）に関する実践事例

その他健康診断実施にあたっての工夫

その他健康診断実施にあたっての参考事例

はじめに

本事例集では、特に健康診断で取り扱う際に難しさのある「眼」「耳」を中心に、低年齢児に向けた健康診断を実施する際に参考となる事例を整理・提供します

保育所等の保育において、こどもの健康及び安全の確保は、こどもの生命の保持と健やかな生活の基本です。一人一人のこどもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となります。

こどもが保育所等において健康に生活を送るための健康診断は、少なくとも1年に2回の定期健康診断を学校保健安全法に準じて実施することが定められています。

しかし、学校保健安全法の対象は幼稚園等の学校であり、結果として3歳以上児が対象となっているのに対して、保育所等では3歳未満児もいるため、特に、低年齢である乳幼児（0～2歳）の視力、聴力など、発達の状況によっては、学校と同じように実施することが困難な場合が想定されます。

本事例集では、特に健康診断で取り扱う際に難しさのある「眼」「耳」を中心に、低年齢児に向けた健康診断を実施するために参考となる事例を整理・提供することを目的とするものです。あくまで「事例」を基にしたものであり、記載内容の実施を全ての施設に求めるものではありません。実施に際しては嘱託医とも相談・連携の上、各施設の状況を踏まえてご検討ください。

なお、日常生活において低年齢児の様子に気になることがあれば、必要に応じて、嘱託医と連携し、次の健康診断を待たず、保護者に医療機関の受診を促すなど適切に対応することが重要です。

保育所等における健康診断の基本的な考え方



POINT

健康診断は、嘱託医等が保育所等のこどもを総合的に診察する機会であり、こどもの発達状況や保育所等のおかれた状況を踏まえながら、健康診断における実施項目や実施手法を検討することが重要です

保育所等における健康診断の基本的な考え方

学校保健安全法は、「学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図る」こと等が目的とされています。この学校保健安全法に準じる保育所等の健康診断は、保育所等でのこどもの健康の保持及び増進が目的となります。

こどもの健康を保障するためには、日々の保育におけるこどもの様子や家庭での様子等を踏まえながら、必要に応じて嘱託医等へ相談することが重要です。その中で、健康診断は、嘱託医等が保育所等のこどもを総合的に診察する機会となります。日々の保育での気づきを適時に嘱託医や家庭と連携して医療を含む必要な支援を受けられるようにすることを前提としながら、健康診断においても、日々の保育の中での気づき、懸念や、保護者の疑問や不安などを嘱託医等に伝え、適切な助言を受けること、結果によっては適切な援助が受けられるようにすることが重要です。

他方、こどもの発達段階や、当該施設や地域において健康上特に課題になっていること、乳幼児健診等の地域の保健体制等によって、各保育所等の健康診断として行うべき内容も異なってくることが考えられます。また、嘱託医の専門性、診察可能な時間等の制約等も踏まえる必要があります。

例えば、今回の調査研究では、特に、0～2歳の低年齢児における、眼・耳・尿の取り扱いについては、以下のような指摘がありました。

眼・耳

- ランドルト環やオージオメーターによる検査など学校と同様の方法で行うのは困難。
- 一方、斜視や弱視、難聴等の早期発見・早期対応は大切。
健康診断の機会に見え方・聞こえ方について日々の保育における気づき等から特に気になるこどもを診察し、必要に応じて専門医への受診を促すことも一つの機会になり得る。
- 健康診断の機会に限らずに気になった時点で対応することも大切。

尿

- 適切な採尿自体が困難である。保育所等で実施可能な検査方法では、期待される病態の発見に対して妥当性は認められない。

各保育所等においては、こうした点も踏まえつつ、嘱託医や自治体等と相談の上、健やかに保育所等での生活を送る上で、必要な健康診断を実施していただくことが期待されます。

眼（見え方）に関する観点



POINT

日々の保育の中で、眼の見た目や動き、見え方についての気づきを得るとともに、健康診断にあたっては嘱託医にその気づきや保護者からの懸念を伝え、可能な範囲で診察・助言を受けることが考えられます。

「眼（見え方）」を健康診断で確認する際の実例

健康診断の限られた時間の中で、かつ眼科専門医ではない嘱託医が診察をする場合は、「日々の保育での様子や保護者の疑問・不安などを嘱託医等に伝え、適切な助言を受ける」観点から、以下のような取り組みが考えられます。

保育士 看護師

日々の保育や質問票を含む保護者とのコミュニケーションの中で、眼や見え方に心配のあるこどもの状況について嘱託医に伝える

嘱託医

特に訴えのあったこどもに対し、健康診断において嘱託医が可能な範囲で、以下のような観点から診察を行い、必要に応じて眼科専門医への受診を促す

- ・ 眼位、眼振などの視診
- ・ ペンライト、指などを用いた追視の確認
- ・ その他、嘱託医の顔を見るかどうか、見る際にどのような様子かを確認

「眼（見え方）」を日々の保育の中で観察する観点

眼（見え方）に関しては、例えば、以下のような様子が普段の保育の中で見られた場合は、保護者に気づきを伝えるとともに、健康診断の際には嘱託医と連携することが考えられます。

見た目

目つき（斜視）、黒目が白い・濁っている・光っているように見える、充血している、目やにが多いなど

動き

上目遣いや横目遣いなどをする、目の前で物を動かしたときに目で追わない、目線が合わない、目がゆれるなど

見え方

目を細めることがある、絵本などを極端に近づいて見る、片目を隠すと嫌がる、クレヨン色の見分けがつかない、極端にまぶしそうにする など

※（公社）日本視能訓練士協会では、「目の健康チェックシート（乳幼児版）」を作成している。
⇒<https://www.jaco.or.jp/wp-content/uploads/2025/03/check.pdf>

耳（聞こえ方）に関する観点



POINT

日々の保育の中で、音や言葉への反応についての気づきを得るとともに、健康診断にあたっては嘱託医にその気づきや保護者からの懸念を伝え、可能な範囲で診察・助言を受けることが考えられます。

「耳（聞こえ方）」を健康診断で確認する際の実例

健康診断の限られた時間の中で、かつ耳鼻咽喉科専門医ではない嘱託医が診察をする場合は、「日々の保育での様子や保護者の疑問・不安などを嘱託医等に伝え、適切な助言を受ける」観点から、以下のような取り組みが考えられます。

保育士 看護師

日々の保育や質問票を含む保護者とのコミュニケーションの中で、耳や聞こえ方に心配のあるこどもの状況について嘱託医に伝える

嘱託医

特に訴えのあったこどもに対し、健康診断において嘱託医が可能な範囲で、以下のような観点から診察を行い、必要に応じて耳鼻科専門医の受診を促す

- ・ 診察時に嘱託医からの声掛けに反応するかどうか
- ・ ささやき声への反応があるかどうか
- ・ （午睡時の診察において）巡回等の物音で反応するかどうか など

「耳（聞こえ方）」を日々の保育の中で観察する観点

耳（聞こえ方）に関しては、例えば、以下のような様子が普段の保育の中で見られた場合は、保護者に気づきを伝えるとともに、健康診断の際には嘱託医と連携することが考えられます。

音への 反応

ささやき声や小さい音に反応して振り向くか、特定の方向や見えないところからの呼びかけに反応するか、顔を傾けて音を聞くことがあるかなど

言葉への 反応

簡単な言葉の指示に従うことができるか、年齢相応に言葉のある程度理解できているかなど

見た目 ・状況

耳垂れがあるか、耳を触ることがあるかなど

眼（見え方）や 耳（聞こえ方）に関する実践事例



保育現場での実践事例

日頃からの丁寧な観察を健診にも活かす | 大阪府：A認定こども園

- 日頃の保育の中で目や耳の状態についても観察しています。色の区別を遊びの中でできているかを確認したり、絵本を読み聞かせながら極端に近づいて見ないか、絵やページを目で追うかどうかなどの様子をみたりしています。
- 気になる姿が見られたときは嘱託医に相談の上で、保護者に情報提供をしたり、健診で改めて確認の上で眼科医の受診につなげたりする場合があります。
- 例えば、眼でモノを追うようになってきた時期に、右目と左目の動きの違いに保育者が気づき、嘱託医に相談したところ斜視であることが判明したケースもあります。



保育現場での実践事例

健康診断での眼・耳の診察 | 東京都：嘱託医

- 眼（見え方）については、自分と目が合うか、斜視があるか、目の動きに不自然な点はないか等を視診をベースにしながら、ペンライトを使用したり、片方の眼を隠した際の反応等を確認しています。
- 耳（聞こえ方）については、鈴の音や指こすりの音に反応するか、見えないところで音を立てて振り向くか、片耳を抑えた際の反応はどうか等を確認しています。
- どちらも、保育士から日々の保育での様子の気づきや、中耳炎にかかったことがあるかどうかなどを聞き取り、気になるこどもにのみ実施をしています。



保育現場での実践事例

健康診断内での見え方・聞こえ方の確認 | 東京都：B保育園

- 日頃保育士が、眼については読み聞かせや遊びへの注目、手元や足元を見ているかを確認、耳も同様に読み聞かせを聞いているか、呼びかけて振り向くかを確認しています。
- 健康診断当日、嘱託医には、見えているか、目の位置、斜視、目のゆれ、追視などを確認してもらっています。また、保育士から気になる点について申し送りがあった場合には、ペンライトを当てて、光がどこにあたっているかを確認、
耳については、指こすりの音に反応するかなどの方法で様子を診たり、中耳炎を繰り返していないか確認してもらっています。

その他健康診断実施にあたっての工夫



POINT

健康診断を円滑に進めるために、当日の健康診断の流れやこどもへの声掛けを工夫することや、自治体との連携を行うことで適切な支援に繋げることが考えられます。

日常の情報・気づきの収集

見え方や聞こえ方に限らず、日々の気づきや保護者の気づき・懸念をまとめておき（※）、健康診断にあたって嘱託医と共有することが考えられます。

※日々のやり取りの他、質問票を用いて、目つきや目の動き、耳の聞こえなどについて気になることの有無を事前に集約しておく方法等が考えられる

当日の工夫

健康診断当日は、限られた時間での実施となるため、円滑に、かつ嘱託医が十分にこどもを診ることができるよう様々な工夫や配慮が考えられます。

工夫例

- ・ 午睡の時間をクラスによってずらす
- ・ 怖がりやすいこどもより前におおらかなこどもが受診している様子を見せて恐怖感を取り除く
- ・ 医師には白衣を着ないで診察していただく
- ・ お医者さんごっこを保育に取り入れる
- ・ 保育士の膝の上に乗せる
- ・ 注意深く診察すべきこどもがいる場合には、事前に医師と情報共有する

自治体との連携

自治体が発行している乳幼児健康診査の結果の把握や、地域の保健センターとの情報連携などを、保護者の同意のもとで行うことで、より効果的にこどものフォローアップを行うことができます。

参考例

- ・ 保護者から、乳幼児健康診査結果のコピーを提出してもらったり、結果について連絡帳に転記してもらったりする
- ・ 保護者の同意を得て、保健センターと担当者間で情報交換する

その他健康診断実施にあたっての参考事例



保育現場での実践事例

保健センターとの連携 | 大阪府：認定こども園

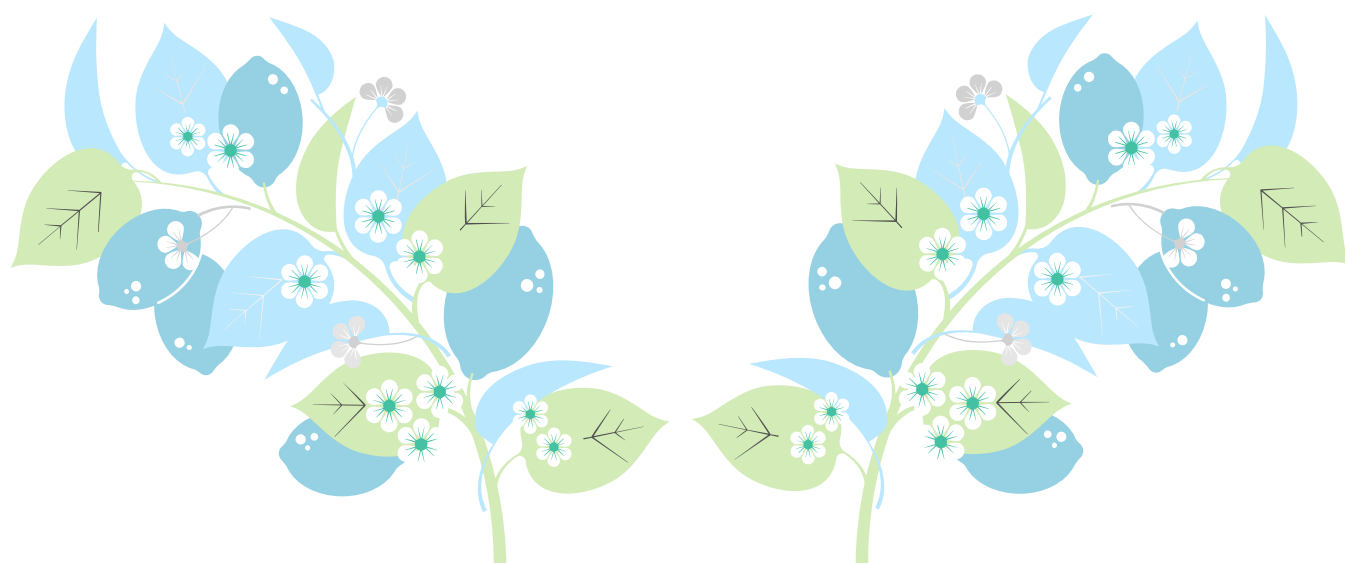
- 乳幼児健診が近くなったこどもについて、園側で気になる点があった場合や、園での健康診断の結果を、保護者の同意の上で事前に保健センターに伝えておくようにして、乳幼児健康診査でより詳しく診てもらえるようにしています。



保育現場での実践事例

独自の調査票の作成 | 大阪府：小規模保育事業所

- 保護者には事前に調査票を配布し、最近6か月の病歴や気になっていること（目つき、耳の聞こえ、運動機能や発語など）、医師への質問等を記入してもらっています。その内容を保育士から嘱託医へ伝えて回答をもらい、保育士が記入して保護者へお戻ししています。
- 調査票は、他県で使用しているものを参考に、園独自で作成したものを使用しています。





令和6年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業
保育所等における乳幼児の健康診断に関する調査研究